

第 1 5 回小浜市農業委員会議事録  
(縦覧用)

と き 令和6年8月28日(水)午後4時00分

ところ 小浜市役所 3階 302会議室

出席委員

1 番 岡田昌樹	2 番 早俊夫	3 番 福永信明
	5 番 河嶋幸男	6 番 和田千代
7 番 東清俊	8 番 内田篤宏	9 番 岡本康次
10 番 松尾志信		

欠席委員

4 番 赤尾裕子		

遅刻委員


出席事務局 藤本課長、山崎、田中、荒木

令和6年8月28日（水）午後4時00分小浜市役所3階302会議室において、第15回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第56号 現況証明申請について
- 議案第57号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第58号 農地利用状況調査実施要領について

【議長】ただいまより第15回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より8月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として2番早委員、3番福永委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、9番岡本委員、1番岡田委員でした。

それでは、『議案第53号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

【2番委員】〇〇の写真見ると福井県の杭が赤い枠の中に打ってあるんですけど、これは問題ないんですか。

【9番委員】こっち側に砂防河川があってその境界か、もしくはこっちが福井県管理の国道なので、その杭だと思う。

【1番委員】杭が境ということ。

【議長】他にご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第53号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第54号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

【3番委員】事務局に伺いますが、申請者が2人いらっしゃいますが、共有か何かですか。

【事務局】申請者2人おりますが、共有名義となっております、持ち分2分の1ずつとなっております。

【議長】この辺りの駐車場への需要ってあるんですか。近隣の方が停めるんですかね。

【事務局】需要があるかどうかは事務局では調査はしておりません。ただ、近隣は住宅密集地であることから、そんなに遠く外れた話ではないかなと思います。隣も貸駐車場として利用されていますので同様の使い方をされるのかなという風には考えているんですけど、すぐに満車になるかどうかは事務局では分からないところです。申請者は〇〇の方で

すので、駐車場の管理は小浜市内の不動産業者に管理を委託すると聞いております。貸す相手とすると近隣にお住まいの方に月極で貸し出すことを考えていると聞いております。

【議長】他にご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第54号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして『議案第55号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

【8番委員】2、3、4番の現況なんですけど、これ田と書いてありますけど、畑ではないんですか。

【1番委員】現況は草が生えているので何とも言えませんが。

【事務局】2と4は不耕作のため、雑草が生い茂っているので田んぼっぽくは見えませんが、ちゃんと畦畔も残っていて田んぼの形は残っているので現況は田ということになります。3もつい最近まで畑として使われていたということですが、田の形、畦畔ブロックがあって水が貯められる状態を残したまま畑として使われていたので、一応現況は田ということになります。

【7番委員】〇〇なんですけど、毎回何かと出てくるんですけど、土地を管理する人がいません。昔から県道と河川の間の農地は何かの一時転用で林道の残土や下水の残土やら土を入れて将来的にはそのままが今の現状ですね。今回も出てきてますが、見ておきますが、最後は盛り土だけで終わるのではないかと思います。それをどうしろと言っても、人がないのでやむを得ないというのが今の小屋の現状です。

【1番委員】現地調査のときにも今のような心配をしています。かといって、一時転用の条件を満たしているのでやむを得ないなど。ただ、どこかみたいに嵩上げをして将来土地改良しようと思ったらその残土をどこかに処分しなければならないというリスクはあるけれども、この状態で一時転用はやむを得ないかなと思う。

その界限に無断転用らしき物件がありましたし、お互いに気を付けてやりましょう。

【議長】他にご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第55号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第56号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

【〇〇推進委員】3月に農水省から国庫帰属になったということで立ち合いに行きました。まず、何故、今なのか。現況証明をして登記簿の地目を変えるということですよ。次の手段として農水省から財務省へ移管されるんでしょうかね。

【事務局】非農地として証明してほしいという農水省からの要請なんですけど、そのあと、どういう風にされるかは詳しくは聞いていません。今回申請されてきたんですけど、帰属される前、昨年度にも小浜市へ来られまして非農地判断することはできないかという相談はありました。ただ、そのときは年に1回草刈りされているので遊休農地でもなかったですし、山林原野の様相は呈してないので非農地判断は難しいですと回答させていただきました。そして国庫帰属されて北陸農政局が所管になったときに、「ここは進入路がない袋地なので耕作の用に供する土地ではない、という風に考えられるので非農地として証明してもらえないか」と改めてお願いされました。非農地判断してほしいということだったんですけど、事務局の思いとしますと非農地判断というのは申請によってするものではなくて、面的にするものなので集落内の農地を非農地と判断してしまうと国が持っている以上は税金がかからないかもしれないですけど、一般の方は税金がかかっているんで、非農地と判断されてしまうと雑種地なり何か税金が高い地目になってしまうと思われるので、それはちょっとうちとしても気を遣ってしまうので、一筆毎に判断できる現況証明申請なら受け付けますよ、という風には言わせてもらって今回申請が提出されました。

【〇〇推進委員】そうすると、農水省では5条申請では売れないということですか。

【事務局】そのように言われてました。多分、随意契約もできないという話をされてたと思うんですけど、農地として売るのはかなり難しいだろうなという風に想像はできます。

【議長】非農地判断はできないが、現況証明はできるか。

【事務局】北陸農政局が言うには接道がないという要件で非農地判断できるという風にいわれてました。なので、非農地判断してくれないかということだったんですけど、今まで小浜市がやってきた非農地判断というのは山林原野の様相を呈しているものについて非農地判断してきたので、これを非農地判断の前例としてしまうのは事務局的には躊躇されたので、非農地判断については断ったんです。現況証明であれば一筆毎に判断できるので周りへの影響というのはあまり考えなくてもよいかと思ったので、現況証明の申請なら受付ますけど、農業委員会はどう判断されるかは分かりませんということはお伝えはしてあります

【1番委員】9番委員からも説明ありましたように、どうしてもこれを農地でないということを証明しようとするのと両目を瞑って現場を見ないことには認めるのは難しい。相手が農林水産省なので余計に毅然とした態度で判断をしなければならぬのではないかと思います。隣は財務省に帰属されているようです。で、どちらも袋地になっていて、接道はしているけれども出入口はない。入口を設ければ農地になる。

【議長】この土地は宅地の方もどこからも入れないということですか。

【1番委員】そうです。

【〇〇推進委員】民地から入っていた。

【2番委員】そういう話の中でこの案件を我々が承認するんですかといわれるとこれはできないですね。こんな難しいことをここで判断しろと言われても。これはここで長話しても決まらないと思うので、私は一度事務局あるいは会長預かりにしてもらってこの場を終わりとしたい。

【議長】見た目はどうしても農地なんですよ、これ。ただ、昔は建物が建っていたというのと、ここの出入りが出来ないから農地ではないという判断をするということですよ。

【3番委員】このガードレールがある道路は高さはどれぐらいあるんですか。

【9番委員】2mぐらい

【〇〇推進委員】道路改良して拡幅している。

【5番委員】拡幅したときにガードレールをあそこにつけるということを承認したんですか。

【議長】多分、高さによってつけないといけない。

【事務局】元々隣の宅地と今回の申請地は同じ所有者やったんです。本来は宅地から農地にアクセスしていたので、市道の方からアクセスするというのは基本的にはなかったと思われまして。今回は財務省と農水省で管轄が分かれてしまって地目も違うということで、袋地になっているんですけど、法律上認められる進入路というのは決まっているようで、宅地の方は写真からいうと左側、元々宅地に入るときに使っていた民地を通して入るよという風に決められたそうです。農地についてはこっちの市道側のガードレールの切れ目から入っていくよという風に決められたそうです。法律上認められた進入路から行こうと思うととても機械は入れられないので人力でしか耕作はできないという形になるので、もし今回の現況証明申請を却下するという話になると機械でなくても人間の手でも耕作できる以上は農地であるという理由をつけて現況証明申請を返すことになるのかなという風には考えています。

【5番委員】年に1回草刈りしているんですね。そうすると、これ以上難しいな。

【8番委員】道路は後からできたんですか。

【議長】元々道路はあって、それが拡幅された。

【8番委員】このような案件を非農地にしたら、全部非農地にしてくれと言われそう。

【9番委員】220㎡以上あるので、人力で耕作するのは困難。

【1番委員】昇降路をつければ、進入路の件は解決できる。

【議長】それでは最初の2件だけ先に決議をとりたいと思います。その案件についてはご意見ございますか。ないようでしたら、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】それではその2件については原案どおり決定させていただきます。3番目の案件

ですが、これについてはいかがいたしましょうか。ここで決をとってしまうか、2番委員が言われたように一度保留にさせていただいて協議をした上で来月に諮らせていただくという形をとるかいかがいたしましょう。その方がよろしいですかね。ご異議のある方いらっしゃいますか。それでは来月持ち越しということでお願いいたします。

続きまして『議案第57号農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。なお、本案件には〇〇にかかる〇番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。〇番委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 それでは、〇番委員関連について審議を行いますので、〇番委員は退室してください。

<〇番委員退室>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第57号農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

〇番委員は入室してください。

<〇番委員入室>

続きまして『議案第58号利用状況調査実施要領について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 ご意見ないですか。質問があれば事務局へお願いします。

これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

【議長】 また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告をいただきたいんですけど、時間も来ていますので、国富地区と谷田部地区でも動いていると聞いていますので、また次の機会にお話しいただければと思います。

<事務局長来月の日程報告>

【議長】 他にないようでしたら以上をもちまして、第15回農業委員会を終了させていただきます。